

電話によるご相談は、行政苦情 110 番をご利用ください。



行政苦情110番 (全国共通ナビダイヤル)

(注)

1. この電話番号は、お近くの総務省行政相談センター(管区行政評価局、行政評価事務所又は行政監視行政相談センターの行政相談窓口)につながります。都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の管区行政評価局又は行政評価事務所につながることがあります。神奈川県相模原市緑区のうち、小原、小淵、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳地区(市外局番 042)からの発信は、東京行政評価事務所(東京都)につながりますので、次の電話番号(045-681-1100)におかけください。
2. 一部の IP 電話では、利用できない場合があります。その場合は、次の電話番号(045-681-1100)におかけください。
3. NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
4. ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただいております。
5. 受付時間は、平日 8:30～17:00 です。(平日の受付時間外や土日、休日、年末年始(12月29日から1月3日)など閉庁日におけるご相談につきましては、留守番電話で対応させていただいております。)